

介護老人保健施設入所サービス概要

令和6年6月1日改訂

I. 目的

当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などを行い、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるよう、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とする。

II. 運営方針

施設サービス計画に基づき生活援助の場として明るく家庭的な雰囲気のもとに、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者と密接な連携に努めながら運営を行う。

III. 施設の職務体制

(1) 管理者（施設長）	1名（鹿島厚生病院兼務）	(2) 医師	1名以上（鹿島厚生病院兼務）
(3) 薬剤師	1名（鹿島厚生病院兼務）	(4) 看護職員	8名以上
(5) 介護職員	2名以上	(6) 支援相談員	1名以上
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等	2名以上	(8) 栄養士・管理栄養士	1名以上
(9) 介護支援専門員	1名以上	(10) 事務員	2名以上

※前項に定めるほか、施設の運営上必要と認めるときは、職員を配置します。

IV. 職務内容

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、会計経理、その他の一般的な事務処理および施設等の保守管理を行う。

V. 勤務体制

日勤	8時30分～17時00分	早番	7時00分～15時30分	2名	
遅番	10時30分～19時00分	2名	夜勤	16時30分～9時00分	4名

VI. 定員 100名（短期入所上限20名含む）

療養室 個室：4室 2人部屋：18室 4人部屋：15室

VII. サービス内容

居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

VIII. 利用料

1. 利用料（1日あたり）

要介護度	利用者負担額（多床室）			利用者負担額（個室）		
	一割負担	二割負担	三割負担	一割負担	二割負担	三割負担
要介護1	793円	1,586円	2,379円	717円	1,434円	2,151円
要介護2	843円	1,686円	2,529円	763円	1,526円	2,289円
要介護3	908円	1,816円	2,724円	828円	1,656円	2,484円
要介護4	961円	1,922円	2,883円	883円	1,766円	2,649円
要介護5	1,012円	2,024円	3,036円	932円	1,864円	2,796円

2. 初期加算（I）（1日あたり）（入所から30日間） 60円（一割） 120円（二割） 180円（三割）

3. 初期加算（II）（1日あたり）（入所から30日間） 30円（一割） 60円（二割） 90円（三割）

4. サービス提供体制強化加算（I）（1日あたり） 22円（一割） 44円（二割） 66円（三割）

5. 短期集中リハビリテーション実施加算（I）（1日あたり）（入所から3か月間） 258円（一割） 516円（二割） 774円（三割）

6. 短期集中リハビリテーション実施加算（II）（1日あたり）（入所から3か月間） 200円（一割） 400円（二割） 600円（三割）

7. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I） 240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）

8. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II） 120円（一割） 240円（二割） 360円（三割）

9. 療養食加算（1食あたり） 6円（一割） 12円（二割） 18円（三割）

10. 科学的介護推進体制加算Ⅰ（1月あたり） 40円（一割） 80円（二割） 120円（三割）

11. 科学的介護推進体制加算Ⅱ（1月あたり） 60円（一割） 120円（二割） 180円（三割）

12. 安全対策体制加算 20円（一割） 40円（二割） 60円（三割）

13. 入所前後訪問指導加算（I） 450円（一割） 900円（二割） 1,350円（三割）

14. 入所前後訪問指導加算（II） 480円（一割） 960円（二割） 1,440円（三割）

15. 退所時情報提供加算Ⅰ 500円（一割） 1,000円（二割） 1,500円（三割）

16. 退所時情報提供加算Ⅱ 250円（一割） 500円（二割） 1,500円（三割）

17. 入退所前連携加算（I） 600円（一割） 1,200円（二割） 1,800円（三割）

18. 入退所前連携加算（II） 400円（一割） 800円（二割） 1,200円（三割）

19. 退所時栄養連携加算 70円（一割） 140円（二割） 210円（三割）

20. 外泊時費用 362円（一割） 724円（二割） 1,086円（三割）

21. 外泊時費用（在宅サービスを利用する場合） 800円（一割） 1,600円（二割） 2,400円（三割）

22. 訪問看護指示加算 300円（一割） 600円（二割） 900円（三割）

23. 経口移行加算（1日あたり）（計画作成後180日間） 28円（一割） 56円（二割） 84円（三割）

24. 経口維持加算Ⅰ（1日あたり）（計画作成後180日間） 400円（一割） 800円（二割） 1,200円（三割）

25. 経口維持加算Ⅱ（1日あたり）（計画作成後180日間） 100円（一割） 200円（二割） 300円（三割）

26. 緊急時治療管理（1日あたり）（連続3日間） 518円（一割） 1,036円（二割） 1,554円（三割）

27. 所定疾患施設療養費（I）（1日あたり）（連続7日間） 239円（一割） 478円（二割） 717円（三割）

28. 所定疾患施設療養費（II）（1日あたり）（連続7日間） 480円（一割） 960円（二割） 1,440円（三割）

29. 協力医療機関連携加算 100円（一割） 200円（二割） 300円（三割）

30. 新興感染症当施設療養費（1月に1回5日を限度） 240円（一割） 480円（二割） 720円（三割）

31. 口腔衛生管理加算（I）（月1回） 30円（一割） 60円（二割） 90円（三割）

3 2.	排せつ支援加算 I (1月につき)	1 0 円 (一割)	2 0 円 (二割)	3 0 円 (三割)
3 3.	排せつ支援加算 II (1月につき)	1 5 円 (一割)	3 0 円 (二割)	4 5 円 (三割)
3 4.	排せつ支援加算 III (1月につき)	2 0 円 (一割)	4 0 円 (二割)	6 0 円 (三割)
3 5.	褥瘡マネジメント加算 I (1月につき)	3 円 (一割)	6 円 (二割)	9 円 (三割)
3 6.	褥瘡マネジメント加算 II (1月につき)	1 3 円 (一割)	2 6 円 (二割)	3 9 円 (三割)
3 7.	再入所時栄養連携加算	4 0 0 円 (一割)	8 0 0 円 (二割)	1, 2 0 0 円 (三割)
3 8.	食費 (1日あたり)	1, 4 4 5 円		

※食事負担限度額（介護保険負担限度額認定証をお持ちの方）

第一段階3 0 0 円、第二段階3 9 0 円、第三段階①6 5 0 円、第三段階②1, 3 6 0 円

3 9.	居住費 (1日あたり)	3 7 7 円 (多床室)	1, 6 6 8 円 (従来型個室)
4 0.	2人部屋室料 (1日あたり)	4 4 0 円 (T V、冷蔵庫使用の場合)	
4 1.	日用消耗品費 (1日あたり)	3 8 5 円～7 3 7 円 (税込 C S セットレンタルの場合)	
4 2.	教養娯楽費 (1日あたり)	1 6 0 円	
4 3.	衣類洗濯料 (1回あたり)	2 0 円～2 0 0 円	
4 4.	洗濯業務委託料	7 1 5 円／回 (8回以上5, 7 2 0 円 税込)	
4 5.	理髪料 (1回)	3, 0 0 0 円	
4 6.	文書料 (1通)	1, 1 0 0 円 (証明書) 2, 2 0 0 円 (簡単な診断書) 1 1, 0 0 0 円 (診断書)	
4 7.	介護職員等処遇改善加算	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の <u>7.5%</u> に相当する単位数を加算	

※「食費」及び「居住費」においては、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額の支払いとなります。

※要介護認定が未決定の方や介護保険給付滞納の方は、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂く場合があります。その場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、保険者（市町村）に申請後、自己負担額を除いた金額が保険者から支払われます（償還払い）。

※外泊された場合は、外泊初日と最終日以外のサービス費は上記金額となります。（外泊時費用）（初日、最終日を除き月6日が限度になります）

IX. 支払方法について

ご利用月の翌月15日頃請求させていただきます。支払方法は、口座引落または窓口現金支払いになります。

X. 非常災害対策

県の条例に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対応する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する消防管理計画を設置して非常災害に対応する計画に基づき、防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

XI. 事故発生時の対応

事故発生時、発見者・報告者は看護師に連絡し、看護師は疼痛・出血の有無・状態の確認し必要に応じて緊急処置を行う。さらに施設長に報告し指示を受け、併せて看護師長へ報告し家族への連絡・説明を行う。その後、経過をよく検討し防止策を図る。また、市町村（保険者）に報告する。

XII. 感染予防対策

施設内で発生が予測される感染症に対し、すべての職員が同じ手順で対策が行われるように感染症対策マニュアルを作成している。

XIII. 要望・苦情担当及び担当窓口

担当：支援相談員 電話番号：0 2 4 4 - 4 6 - 1 1 1 3

窓口：1F受付窓口 8:30～17:00 (第一・第三土曜日、日曜、祝祭日除く) 8:30～12:30 (第二・四・五土曜日)

2 F・3 Fスタッフステーション受付窓口 隨時対応

XIV. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協力医療機関：鹿島厚生病院

協力歯科医療機関：西町歯科医院

XV. 守秘義務及び個人情報の保護

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行っています。

XVI. 第三者評価の実施状況等に関する項目

当施設は、第三者評価の実施状況はありません。